

第2回阿蘇市議会会議録

1. 平成31年2月28日 午前10時00分 招集
2. 平成31年3月4日 午前10時00分 開議
3. 平成31年3月4日 午後1時52分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	阿 部 節 生	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	本 山 英 二
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	日 田 勝 也
農業委員会事務局長	園 田 達 也	税 務 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	古 閑 政 則	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
まちづくり課長	荒 木 仁	水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 寄 寛 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
-------------	---------	---------------	---------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 阿蘇市税条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 27 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 16 | 議案第 28 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 17 | 議案第 29 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 18 | 議案第 30 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 19 | 議案第 31 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 20 | 議案第 32 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 21 | 議案第 33 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について |
| 日程第 22 | 議案第 34 号 | 土地改良事業の施行について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 2 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

議案集 1 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 2 号、専決処分の報告について、ご説明いたします。

提案理由、本件は、平成 30 年 5 月 9 日、阿蘇市内牧において発生した人身事故について、平成 31 年 2 月 14 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 ページをお願いいたします。

専決処分書。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 30 年 5 月 9 日、正午ごろ、阿蘇市内牧 1188 番地地先、市道宝泉成川線、ディスカウントドラッグコスモス内牧店付近において、甲が歩行中、道路の亀裂に足を取られ転倒したことにより右足を負傷いたしました。

3、損害賠償の額。市は甲に対し解決金 3 万円を支払う。

4、和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたします。市道宝泉成川線は、阿蘇温泉病院の北側に位置しておりまして、泰山荘やコスモスが隣接しております。被災者は、コスモスでの買い物後、阿蘇温泉病院へ親族の看護に向かう際に道路の路肩の舗装亀裂で足首を痛められております。被災者は、治療費を見てももらえないかとの請求に対し、阿蘇市の過失の有無につきまして弁護士に相談をいたしました。弁護士の意見書では、阿蘇市に損害賠償の責任は認められない可能性は高いが、訴訟に至った場合には裁判所から一定額の解決金を支払っての和解案を提案される可能性が高いため、紛争を早期に解決して、担当者の尋問等に対応する負担を無くすためにも 3 万円程度の解決金で示談が可能であれば示談を試みてはいかがかとの意見でございました。地震後の数多くの余震も含め、阿蘇市の広範囲に点在するようになりました舗装の亀裂でこ

ざいしましたが、補修に至っていなかった反省点もあり、また事故発生から約9箇月が経過しており、担当者を通常業務へ専念させるため、3万円の解決金、損害賠償補償保険対応により示談に至っております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 現場を見た感じ、本当に転けそうな亀裂だったんでしょうか。そのことをお尋ねします。

それと、事件が5月9日に起きていまして、今回の議会での報告ということになります。先日、阿蘇山の展望所での崩落事件で、総務部長からお詫びがありましたけれども、あれもまだ事件が解決しているわけじゃないけれども、報道されたから議会に報告してお詫びしたということになりますけど、どの時点で報告していくかというのをあらかじめ決められたほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

その2点について、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現地の舗装の亀裂につきましては、路肩でございまして、ある程度凹凸もございましたものですから、相手が70過ぎということでご高齢ということもございまして、その段差に足を取られたんじゃないかと想像できました。

それと、時期的なものにつきましては、過失の割合がほぼないんじゃないかということで、相手方に0円で示談をずっと続けてきたという経緯がございまして、いよいよ弁護士さんに相談いたしまして、解決金でご相談申し上げたところ、それで示談ができたということでございます。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

先ほどご質問がありました、報道であるとか、議員の方々に事前に説明するその基準、前回の阿蘇山上のD展望所の事故も含めたところで、その後、総務のほうにも指示を行いまして、市としてある程度の基準を定めようじゃないかと。その基準があれば、一定の基準もできますので、その基準をつくった上で、当然報道も含め、議員の皆様方も含めて開示すべきものについては事前に報告する、そういった方針であります。また、議会のほうと相談をさせていただいた上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 今、総務部長の説明は、報道関係のことですが、これはいつも車の物損といいますか、そういう感じで出ておりましたが、これは転んでですか、こういうことは今回初めてじゃないですか。それで、市内市道、たくさんありますが、今後、こういうようなことがまたたくさん出てこないとも限りません。そこで転けてもですよ、あそこで引

つかかったから転けたというようなことで上げられれば、市は全部対応しますか。その辺の基準と申しますか、その辺もしっかりと決めたほうがいいんじゃないですか。たくさん出てきますよ。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃられるとおり、同様の事故が発生する可能性も高うございます。ある程度基準を決めて、方向性を決めて対応していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第 2 議案第 2 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、議案書 3 ページになります。議案第 2 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、5 ページ下のほうをお願い申し上げます。本件につきましては、地方公務員法の規定に順じ、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

まず、概要を申し上げさせていただきます。

1 点目といたしまして、保健師に適用する給料表、行政職給料表、1 表から医療職給料表 3 表に改正、その他、給与控除に関する改正及び字句の訂正を行っております。

2 点目といたしまして、平成 27 年、国の給与制度の総合的な見直しに伴います阿蘇市職員の現給保障期間を平成 31 年 3 月 31 日までとすること。

3 点目といたしまして、勤務時間に関する条例について、超過勤務命令の上限設定時間を人事院規則が 4 月 1 日付けで改正されることに伴いまして改正を行うものでございます。

4 点目といたしましては、教育課に勤務をいたします社会教育指導員及び学校教育指導主事について、教育環境が大きく煩雑化する中に、両職とも非常に労働制の高い特別職となっております。そういったことから、通勤手当に相当する費用弁償を支給する内容を改正を行うことといたしております。

5 点目といたしましては、自己啓発等休業条例について学校教育法の一部改正に伴う引用部分の改正を行うことといたしております。

それでは、6 ページ、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

まず、第 1 条、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。所要の改正

を行うとともに、第 4 条第 3 項、給与から控除することができる組合費でありますとか、遺族付加年金、市町村の共済等について、今回、文言の整理を行っております。

7 ページをお願い申し上げます。7 ページ、下の表になります。別表第 3、(1) になりますけれども、級別職務分類表、1 級及び 2 級につきまして、保健師の文言を今回削除。

8 ページ、下の方をお願い申し上げます。8 ページ下の級別職務分類表、医療職給料表の (3) になりますけれども、2 級の職務分類を助産師、保健師及び看護師の職務とする改正を行うものでございます。これによりまして、資格職であります保健師の給料表の適用については、行政職給料表から医療職給料表 3 表の適用といたすものでございます。

9 ページをお願い申し上げます。第 2 条になります。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。先ほど申し上げましたけれども、給与の総合的見直しに伴いまして、国におきましては平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 箇年間、国家公務員の給料の現給を保障し、その差額が支給を行われております。阿蘇市におきましては、平成 28 年 4 月 1 日から取り組みました。国とは 1 年遅れで、平成 31 年 3 月 31 日をもって、附則の改正を行いまして現給保障期間を 3 月 31 日までといたすものでございます。

9 ページをお願いします。中段から下、第 3 条になります。阿蘇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。国のほうで働き方改革に伴いまして、人事院の規則も 4 月 1 日以降改正されることとなります。今回、第 3 項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるという項目を追加、規則に委任を行いまして、超過勤務を命ずる上限時間、1 年間で 360 時間、月 45 時間とすることなど、働き方改革に向けた詳細を規則のほうに委任規定するものでございます。

同じく 9 ページ、一番下のほうになってきます。第 4 条といたしまして、阿蘇市社会教育指導員設置条例及び 10 ページの第 5 条、上のほうになります。阿蘇市学校教育指導主事設置条例の一部改正についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、非常に教育情勢、教育課題、煩雑化いたしております。特別職ではございますけれども、労働制の高いものであります。それぞれの条項におきまして、費用弁償の額は、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、市長が定める額とするとの改正を行うものでございます。

10 ページ、一番最後、第 6 条になりますけれども、自己啓発等休業に関する条例、これにつきましては、関係法令の改正に伴う引用条項の改正となります。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本日議題となります議案中、議案第 2 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議案第 14 号、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、議案第 27 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてから、議案第 34 号、土地改良事業の施行についてまでは、ご承知のように会期中の日程に

従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮したいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 3 議案第 3 号 阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、議案第 3 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました、議案書の 11 ページになります。議案第 3 号、阿蘇市税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。17 ページをお願い申し上げます。本件は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うために本条例の一部を改正するものでございます。

平成 28 年度に税制改正が行われまして、消費税 10%の引き上げにつきましては、これまで先延ばしがなされておりました。しかしながら、いよいよ本年 10 月 1 日からの引き上げとなってきますのでございます。この条例改正につきましては、消費税率の引き上げ時期に併せて実施することとされておりました税条例の整備、併せて所要の改正を行うものでございます。

まず、概要から簡単に説明をさせていただきます。

法人住民税の法人税割、この税率を現行 9.7%でございますけれども 3.7%引き下げまして 6.0%とするものでございます。なお、この改正につきましては、消費税率が 10%に引き上げられる平成 31 年 10 月 1 日からの施行となっておりまして、同日以降に開始する事業年度分の法人住民税から適用をすることといたしております。

次に、軽自動車税関係について、新たに環境性能割が創設されることになります。これは、通常、自動車を取得したときに都道府県税といたしまして課税されておりました自動車取得税、この自動車取得税が廃止をされまして、新たに自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の創設を行うものとなっております。時期につきましても、10 月 1 日以降となります。軽自動車におけます環境性能割、3 輪以上の軽自動車を取得した際に軽自動車の車検証に記載された使用の本拠地に所在する市町村が軽自動車の環境性能に応じて取得者に対して課税。この事務につきましては、当面は熊本県がその業務を担うこととなっております。

では、詳細につきまして説明をさせていただきます。

18 ページ、新旧対照表をお願い申し上げます。表の中になります。第 18 条の 3、納税証

明事項等についてでございますけれども、軽自動車税の中に環境性能割が創設されたことによりまして、これまでの原動機付自転車でありますとか、軽４輪などの区分に応じて課税をしておりました、現行の軽自動車税の名称を種別割と変更するものでございます。

19 ページをお願い申し上げます。中段付近になります。第 34 条の 4 をお願い申し上げます。先ほどもご説明させていただきましたとおり、法人税割の税率につきまして、現行の 9.7%から 3.7%引き上げ 6.0%といたすものでございます。その下になってきます。第 80 条、軽自動車の納税義務者等についてでございます。3 輪以上の軽自動車の取得者に対して環境性能割を、また当該軽自動車の、今度は所有者になります。所有者に種別割によって課すると規定をしております。

19 ページ、一番下のほうをお願い申し上げます。ここには軽自動車税のみなす課税ということで規定をいたしております。第 1 項については、売り主が所有権を留保している場合、ローンを組んで購入する場合、こういった場合についての規定。第 2 項については、買い主の変更があった場合には、新たな買い主を取得者してみなす。そういったことを記載しております。

第 3 項といたしまして、試乗車など、商品または展示以外の目的で所有する分、これにつきましては軽自動車のナンバーの交付を受けた場合には取得者とみなします、そういった分になってきております。

第 81 条の 3 というのが 20 ページの一番下になります。課税性能割の課税標準についてご説明申し上げます。課税標準は、軽自動車の所得のために通常要する価格、これを算定した額といたしているところでございます。

次に 21 ページ、第 81 条の 4、上の方になります。環境性能割の税率についてご説明申し上げます。税率につきましては、環境性能に応じて、ここにあります 1 号、2 号、3 号において 1%、2%、3%と規定をいたしております。しかしながら、ここで 27 ページの下のほうをちょっとお願い申し上げます。附則になります。附則の第 15 条の 6 におきまして、当分の間は自家用、営業用とも 2%を上限として税率は適用することといたしております。

21 ページにちょっと戻ってください。第 81 条の 5 になります。徴収方法について、徴収の方法は、申告納付といたしまして、第 81 条の 6 で申告書を市長に提出しも、環境性能割を納付しなければならないとしております。しかしながら、この条項につきましても、27 ページ、附則の第 15 条の 4 におきまして、当分の間、市長を熊本県知事に読み替えて適用。これまでの自動車取得税と同様に県が賦課徴収の事務を担うことといたしております。

21 ページに戻っていただきまして、第 81 条の 7 に不申告に対する過料、22 ページ、第 81 条の 8 として環境性能割の減免を規定いたしております。減免の規定につきましては、これまでと大きな変更はあっておりませんし、減免につきましても、当分の間は熊本県知事が減免することといたしております。

附則の第 15 条の 2 をお願い申し上げます。27 ページになります。ここに環境性能割の賦課徴収の特例といたしまして、熊本県が当分の間、環境性能割の賦課徴収を行うことを記しております。第 15 条の 5 におきまして、徴収取扱金の交付といたしまして、市は徴収取扱

費を熊本県に交付することといたしております。

28 ページ以降につきましては、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更するほか、所要の改正を行うものとなっております。

繁雑でありますけれども、ご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 4 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、議案第 4 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の 35 ページ、36 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 4 号、阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず、36 ページの提案理由でございますが、本件は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、37 ページをお願いいたします。37 ページ、38 ページになりますが、まずこの改正につきましては、上位法の改正に伴うものでございます。

まず、37 ページの第 6 条第 1 項の第 2 項、第 3 項の追加につきましてご説明をいたします。今までは家庭的保育事業、これは 1 人から 5 人の定員でございますが、その職員が病気等で保育ができない場合、その場合は保育園とか、幼稚園、それと認定こども園と連携して保育を提供するようになっておりましたが、今回の改正で、その連携施設との確保もまだ難しい場合に限りまして、小規模保育所、これは定員が 6 名から 19 名です。または、事業所内保育事業所との連携も可能ということになったものでございます。なお、この家庭的保育事業所と小規模保育事業所、この部分につきましては、阿蘇市には現在ございません。また事業所内の保育事業所、これは認可の分は阿蘇市にはございません。ただ、認可外、いわゆる企業の職員の保育を預かる部分、この部分につきましては 4 施設ございますが、今回のこの条例で該当する分は地域の保育、いわゆる一般保育をしている事業所内保育所がある部分が対象になりますので、この部分も阿蘇市には該当はございません。

次に、38 ページの一番下、第 16 条関係になります。内容につきましては、39 ページから 40 ページになりますが、第 16 条と附則の第 2 条関係でございます。この部分につきまして

も、それぞれの事業所は阿蘇市にはございませんが、改正内容といたしましては、家庭的保育事業所、この部分につきましては自らの園で調理することが必須事項でございました。現在は、調理設備の確保が困難などにより弁当を持参したり、または連携しています、先ほど言いました保育園とか、幼稚園とか、認定保育園ですね、そこからの連携で保育園にお願いしているというような状況でございました。その自園調理の経過措置というものが今までは5年経過措置がございましたが、今回の改正で、その経過措置が5年から10年に延長するという形になったことでございます。それが一つです。

もう一つは、市町村が認める事業者、いわゆる外部でございますが、そこからの食事の食事の提供についても可能とされた部分が今回の改正になります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

阿蘇市には、この家庭的保育も小規模事業所もないということですが、0歳から3歳までの子どもを預けたいという家庭は大分あると思うんですよ。そういう中で、なかなか保育士さんが少ないから受け入れられないという保育園もありますが、阿蘇市はそういうのを推進するような気持ちはあるわけですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） もちろん、認可の申請があれば、それについては積極的に認可を行っていくところでございますが、この事業所、家庭保育所、両方とももちろん保育士が必要でございますので、まずその確保というのがそれぞれの事業所単位内で難しくなっているところでございますので、この保育所につきましては、来年度の当初予算にも上げておりますが、いろいろな新しい施策を盛り込んで福祉課も、民間の保育園と一緒にって人員確保に積極的に取り組んでいくという方針を打ち出しております。

○議長（湯浅正司君） 15番、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） ぜひ、その方向で、私も何件も預けたいけど子どもが小さいから受け入れがないということですので、よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第5号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、議案第5号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） それでは、引き続きご説明申し上げます。議案集の 41 ページ、42 ページをお願いいたします。

ただ今議題とさせていただきました議案第 5 号、阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、これも上位法の改正に伴うものでございますが、42 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第 10 条第 3 項第 5 号中に下線が付いている部分がございますが、この部分が今回追加されたものになります。

内容といたしましては、今現在、全国にはこの部分はございませんが、専門職大学という設置が今回盛り込まれております。これにつきましては、新しく設置するパターンもありますし、いわゆる専門学校、福祉系の、いわゆる社会福祉士とか、看護師、保育士、それと保健師、臨床工学士といろいろございますが、その部分の専門学校が移行するケースも考えられます。この大学を卒業すれば、例えば国家資格を取得することができませんという形になりましても、この大学に在学中、専門的な勉強を行ってきたということで、放課後児童支援員となる資格を有する者として今回追加されたものでございます。この背景には、やはり人員不足、いわゆる支援員の人員不足ということで要件が緩和されたということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

この専門大学の前期課程を修了したものという意味がよくわからないんですけども、普通大学でいうところの前期、後期の科目なのか、それとも 4 年生大学と比べて専門大学は 2 年生大学で、その 2 年生大学を修了して 4 年生大学に再入学したとき、2 年が修了しているから行けるというものなのか。前期というのはどういう意味か、ご説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） この専門職大学は、前期 2 年、後期 2 年という部分がございます。前期 2 年で短大卒程度の資格が得られる。前期と後期を両方受ければ、一般の大学卒業程度が受けられるという部分でございますので、最低でも前期の 2 年を終了すれば、その資格が得られるというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

6 番、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

実際、こういう形で指導員が緩和されるんですけど、阿蘇市の場合は具体的にどのような

形になっていくのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいんですけど。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今後、阿蘇市がどのような形になるかということでございますが、先ほども申しましたとおり、全国的にこの制度を行っているところは今はないんで、平成 31 年度以降は設置の部分が出るかもしれないという情報は来ておりますが、まだございません。従いまして、どんな形になるかというのがなかなかつかめないところでございます。ただ、最後に申しましたとおり、国のほうで要件を緩和したという形で、放課後児童保育につきましては、利用者が非常に増えておりますので、そういう部分ではいい改正ではないかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 6 号 阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 6 号「阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます、議案第 6 号、阿蘇市立小・中学校設置条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

資料の 43 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は阿蘇市立山田小学校の統合に伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。本条例にあたりましては、43 ページの中ほどよりちょっと上になりますけれども、第 1 条、阿蘇市立小中学校設置条例、それからその下、第 2 条になりますけれども、阿蘇市総合グラウンド条例、右側のほうに移りまして表の下の方になります。44 ページになりますけれども、第 3 条、阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例。それから、その下、第 4 条、阿蘇市体育館等条例について改正をするものでございます。

詳細につきましては、52 ページの新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。

第 1 条でございますが、阿蘇市立小中学校設置条例でございますが、文言中、アンダーラインの部分になりますけれども、阿蘇市立山田小学校を削除いたします。それから、その下、第 2 条ですが、阿蘇市総合グラウンド条例、こちらにつきましては、社会体育施設としまして新たに阿蘇市山田グラウンドを追加するものでございます。

53 ページをお願いいたします。別表につきましては、それぞれの利用区分について、阿蘇市山田グラウンドを追加いたしておるところでございます。

一番下になりますけれども、第 3 条、阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例、

表につきましては、右側になります。同じく山田小学校の項を削除いたすものでございます。

中ほどになります。第4条、阿蘇市体育館等条例指定に関する管理の第3項。利用料金の20条の第3項になりますけれども、55ページになります。阿蘇市山田体育館を追加いたしております。

それから、56ページから58ページにかけましては、第2表に係ります料金区分のところにおいてそれぞれ阿蘇市山田体育館を追加いたしておるところでございます。

本条例につきましては、本年の4月1日からの施行といたしているところでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第7号 阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第7号「阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

水道局長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） おはようございます。

議案集の59ページ、60ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第7号、阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は学校教育法の一部を改正する法律及び水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページ、60ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

平成29年5月に可決成立いたしました学校教育法の一部改正で、より実践的な職業教育に重点を置いた専門職大学等が新たに制度化されることとなりました。このことによりまして、本条例に定められておりました第3条布設工事監督者と第4条、水道技術管理者の資格基準について、専門職大学に関する内容を条文中に追加するものであります。

第3条の第1項第3号に定めます短期大学の部分の次に、同法による専門職大学の前期課程を含むを追加しております。その下段に卒業した後、同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了したものを追加しております。併せまして、下段になります第4条水道技術管理者の資格につきましても、第4条第1項第2号及び次ページ、61ページの第4号につきましても、同じく専門職大学に関する記述を追加いたしております。また、この学校教育

法の一部改正に関連しまして、技術士法施行規則も一部改正となっております、水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、水道法施行規則の一部も改正されることとなりましたため、本条例中、第3条第1項第5号中の水道環境を削除いたしております。

以上、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第8号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第8、議案第8号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第8号、平成30年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊1をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、第6号補正になります。

はじめに、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,935万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ199億2,512万4,000円といたしております。

第2条の繰越明許費補正につきましては6ページ、第3条の債務負担行為補正につきましては8ページ、第4条の地方債補正につきましては9ページにて、それぞれ説明をいたします。

はじめに、6ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございます。まず、語句の説明をしておきたいと思っておりますけれども、この繰越明許費といいますものは、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用する経費のことをいいまして、会計年度独立の原則の例外規定になります。ですので、6ページから7ページにかけて計上いたしましたものにつきましては、平成30年度中の事業執行について、終わらない可能性があるものについて計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。表中にありますとおり、小中学校スクールバス運行業務委託料については、平成31年度から平成33年度までの3年間の委託契約を行うことにしておりますので、今回債務負担行為として計上することで、今月中の委託に係ります手続きを行うことにしているものでございます。

9ページをお願いいたします。地方債補正でございます。上段の追加とあります3事業については、今回の補正予算に計上いたしました、新たに事業を行うものについて借入金を

行うことにいたしておりますので、ここに計上しておるものでございます。下の変更とあるものにつきましては、既に計上したものではございますけれども、事業の確定によりまして起債の限度額の変更を行っているものでございます。

12 ページをお願いいたします。歳入に入ります。2 つ目の表になります。款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、節 1 地方交付税でございます。12 月の特別交付税の額が確定いたしましたので、1 億 4,014 万 4,000 円を追加し、交付税の総額は 57 億 824 万 7,000 円となっているところでございます。

18 ページをお願いいたします。上段の表になります。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、説明を 2 項目目なんですけれども、18 ページの一番上になります。阿蘇市ふるさと応援寄附金、阿蘇市ではふるさと納税制度に取り組んでおりますけれども、今回 5,000 万円の増額補正を行っているところでございます。

同じページの款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 6 教育施設整備基金繰入金、目 1 教育施設整備基金繰入金でございます。歳出のほうで改めてご説明をいたしますけれども、今回、全小中学校について、エアコンの設置を考えております。その設置事業に伴いまして、この基金から 1 億 4,210 万 4,000 円を繰り入れる予定にしているものでございます。

19 ページをお願いいたします。款 20 諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入、節 2 雑入でございます。説明の欄は、一番下になります。昨年、和解が成立をいたしました阿蘇いこいの村の事件解決金につきまして 150 万円の歳入を計上いたしております。

款 21 市債、項 1 市債、目 7 消防債でございます。これは、歳出のほうで改めて説明をいたしますが、9 ページの地方債補正でも計上いたしました 1,500 万円について、新たに借入れを行うものでございます。

20 ページをお願いいたします。目 8 教育債、節 1 小学校債、これにつきましては、基金でも触れましたけれども、小学校のエアコン設置に伴いまして起債を起こしますので、2 億 560 万円の借入れを行う予定にいたしております。

その下の節 2、中学校債についても同様でございます。中学校のエアコン設置に伴いまして 1 億 5,480 万円の借入れを行うことにいたしております。

以上のような補正の結果、歳入合計といたしましては 11 億 2,935 万 9,000 円を追加いたしまして、合計として 199 億 2,512 万 4,000 円といたしております。

21 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、人件費を除く主なものについてご説明をいたします。

24 ページをお願いいたします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 障害者福祉費、節 20 扶助費でございます。説明の欄に自立支援医療費（更生医療分）、障害児通所給付費とあるかと思いますが、この 2 つにつきましては利用者の増加によりまして今回増額補正を行っているところでございます。

25 ページをお願いいたします。一番下の表になります。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 21 貸付金でございます。今回、阿蘇市病院事業会計へ 2 億 6,000 万円の貸し付けを行うことにいたしております。

28 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 13 畜産振興総合対策事業費でございます。説明の欄に、一番下になりますけれども、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金とありますが、これはいわゆるクラスター事業のことでございます。今回、三久保にあります酪農業を行う事業体につきまして、施設設備の増加につきまして 3 億 1,727 万円の補助を行うことにいたしております。

29 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 12 ふるさと納税費でございます。先ほど歳入のほうで 5,000 万円の増額補正を行ったところでございますけれども、その増額に伴いまして、節 12 の役務費、節 13 委託料については、手数料、業務委託料が増加するところでございます。

31 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の表になります。款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 災害対策費、節 13 委託料でございます。防災ハザードマップ作成業務委託料として 3,100 万円を計上いたしておりますが、このハザードマップについてちょっと説明をいたしますと、洪水、土砂、火山災害等に対応するマップのことございまして、今回の作成につきましては、家屋の計上データとして、航空写真を撮影して取得するものでございます。事業といたしましては、防災・減災・国土強靱化のための 3 箇年緊急対策事業を予定いたしております。

32 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 2 小学校費、目 3 小学校建設費、節 13 と 15 でございます。13 につきましては、説明の欄の 2 項目目になりますが、今回、全小学校についてエアコンの設置を行います。その設置工事については 3 億 4,960 万円を計上いたしまして、この工事に伴う管理業務委託料として、合わせて 1,540 万円を計上いたしております。

項 3 中学校費、目 3 中学校建設費についても、同様でございます。工事請負費といたしまして、全中学校に設置をいたしますエアコンの工事業といたしまして 2 億 2,316 万円、この工事に伴います管理業務委託料といたしまして 957 万円を計上いたしております。

34 ページをお願いいたします。款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費でございます。今回の事業執行に伴いましては、予備費のほうから 1,488 万 2,000 円を充用いたしております。ですので、予備費については残高が 4,327 万 3,000 円となるところでございます。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ 11 億 2,935 万 9,000 円を追加し、合計は歳入と同じ 199 億 2,512 万 4,000 円といたしているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 11 時 5 分から再開したいと思います。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

15 番、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

21 ページの委託料の審査請求事件弁護士委託料ということで 64 万 8,000 円上がっておりますが、これの詳しい内容をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今ご質問いただきました審査請求事件の弁護士委託料でございますが、一昨年、職員の飲酒運転事案がございまして、これを懲戒免職処分としておりました。この部分につきましての人事委員会への不服申立に伴いまして、この部分の審査請求が出ておりましたので、これにつきましてが昨年 7 月 18 日に裁決が下っておりまして、市の懲戒免職処分については「違法性はない」ということでご審判をいただいたところでございます。これにつきましてさらなる再審査請求、または裁判所への提訴につきまして 6 箇月以内に行わなければならないということでございまして、これにつきまして 6 箇月を経過するという形になりましたものですから、この時点で我々の主張、懲戒免職処分は正しい判断だったということが確定しましたので、この部分についての成功報酬として今回予算を上げさせていただいております 64 万 8,000 円のほうを支払うというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 久々に成功報酬ということで、この事件の着手料はいくらかかっておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 着手金につきましては 43 万 2,000 円を支払っております。また、当面の諸費用として 3 万円を支払っておりますので、合計 46 万 2,000 円を支払っておりますのでございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

12 番、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 27 ページと 28 ページです。27 ページの農業振興費の担い手確保経営強化支援事業補助金の説明をお願いします。

それと、28 ページのクラスター事業の中で、事業規模を教えてくださいと思います。この 2 点をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご説明いたします。

27 ページの担い手確保経営強化支援事業補助金でございます。こちらのほうは国庫補助事業でございまして、融資を活用して、その融資残に対する 2 分の 1 以内の国庫補助金で支援されるものでございます。内容については、農業用機械、ビニールハウス等々の農業関連の施設機器の導入に対する支援事業でございます。

28 ページでございますが、13 畜産振興総合事業費の畜産酪農収益力強化整備等特別対策

事業補助金でございます。こちらのほうが本年度、平成 30 年度の国の補正予算によりまして採択されたものでございます。内容につきまして、旧阿蘇町の酪農経営をなっている法人が事業採択、手を挙げられております。内容については、搾乳牛舎、それから管理棟、それぞれ 1 棟ずつでございます。それから、搾乳ロボットということで 4 台、それから関連の機器を導入、総額といたしまして 6 億 8,531 万 1,000 円でございます。それに対する 2 分の 1 以内の助成という形になります。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

11 番、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

2 点伺いますが、まず消防費の防災ハザードマップ作成業務委託料、これ国のほうからの半分の補助があるみたいですが、先ほど航空写真という話が出ていましたが、実際にどういった形で計画をしているのか。そして、どれぐらいにできあがるのか、その 2 点。

それから、もう 1 点は、小中学校にエアコンを設置するということで出ていますが、これは工事はいつになるのか。そして、ちゃんとこの夏までには間に合うのか。その 2 点、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 防災ハザードマップの作成でございます。これにつきましては、熊本県のほうで今洪水の浸水想定区域の見直しがされております。今月末にはこの公表というような形になっていくんじゃないかというような話が出てきております。単独でこれを進めていこうというお話をしておりましたところ、先ほど財政課長のほうからもお話がありましたように、3 箇年の緊急対策事業ということで補助率が 2 分の 1 付くよと。また、補助裏については起債のほうで 100% 充当で 50% の交付税措置というような有利な事業がございましたので、こちらのほうに手を挙げさせていただいておるところでございます。なお、起債の部分につきましては、対象につきましてまだ県のほうと調整中というようなところでございまして、実際、飛行機を飛ばして航空写真を撮影するとなりますと、やはり天候の関係で視界が良好で飛行機が飛べるとなりますと 9 月ごろになってくるんじゃないかなというところでございます。そういったものを踏まえまして、実際に皆さんの各世帯のほうに配付いたしますのは年度末、年が明けてからの配付になっていくんじゃないかというところでございます。できれば早く、もうこの 6 月に間に合わせたいというようなところでございますが、そういった事情もございまして、時期的にはそういった形で年明けに配付するというようなことで計画しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問がありましたエアコンの設置につきまして、工事の時期、それから完了見込みということであったかと思いますが、工事の時期につきまして、予算案が決まり次第、入札手続きに早急に移りたいという具合に考えております。完了につきましては、我々も一刻も早くやりたいと思っておりますけれども、かなり大規模な事

業になりますので、やっぱり長期の期間を要するというのが一つと、平日は小中学校、生徒がおりますので、まず子どもたちの安全確保が第一ということで認識をしておりますので、場合によっては夏休みに集中的にというところを考えておりますので、どうしても夏休みいっぱいにかかるのかなというところで今のところ考えておるところでございます。

詳細につきましては、工事の入札が確定しないとなかなかはっきりしないところがございますので、確定次第、またそういった部分についてはご報告を申し上げていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 各議員にお願いいたします。質問の際、ページを必ず言ってください。お願いいたします。

他にありませんか。

9 番、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田でございます。

今、出ましたエアコン設置にまたちょっと関係あるんですけども、18 ページの教育施設整備基金繰入金ということで予算が計上してあります。平成 30 年度末でこの教育資金がどのくらいの残高になるのか。

それと、32 ページ、同じくエアコンですけども、小中学校の教室の数が大体何教室ぐらいにわたるのか。

この 2 点をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 園田議員、1 点目は所管で、2 点目だけ。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まず、初めの基金の件についてお答えをさせていただきます。概算で申し上げさせていただきます。基金を 2 億 2,000 万円前後だったと思います。そのうち 1 億 4,000 万円を使わせていただきますので、その残り 8,000 万円ほどが今回の場合残るところになります。詳細については、また後日、ご連絡をさせていただきます。

それから、教室でございますが、今回予定をしておりますのは小中学校合わせまして、全部で 181 教室、小学校が 109 教室、中学校が 72 教室に設置というところで予定いたしております。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。26 から 28 ページのところです。農業振興費の各補助金が軒並み全部減額というか、大きいもので何百万円という単位。それから、28 ページの家畜導入事業、それに放牧型、これも 300 万円と 500 万円の減額になっております。申請がなかったのか、最初から申請があったのにいろいろ事業ができなかったのか。そういうところの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず 26 ページ、27 ページでございます。攻めの園芸生産対策事業費補助金でございますが、単県事業でございます。4 つほど 26 から 27 ページにかけま

して、こちらのほうは、事業主体であります生産組合さんのほうで入札を行いまして、入札残による、減額による事業費確定でございます。

それから、28 ページでございますが、畜産総合対策事業費でございます。まず家畜導入事業補助金でございます。こちらのほうは県が基金をつくりまして、そちらのほうから基金を取り崩しまして当該年に貸し付けるという事業でございます。実績額が 77 頭導入ということで、こちらのほうは実績額の変更による減額でございます。

それから、放牧活用型草原等再生事業補助金でございます。こちらのほうは、牧野の放牧条件整備に用います国庫補助金でございます。当初 5 牧野から 4 牧野に変更による減額でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

10 番、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番、菅でございます。

32 ページ、小学校の教育振興費、備品購入費でスクールバスが 1,600 万円、それから中学校管理費の備品購入費、スクールバスが 1,400 万円と書いてありますが、この違いですね、約 200 万円ほど違いますが、この内訳と、24 ページ、これは児童福祉総務費、児童手当が 2,000 万円ほど減額してありますが、これは自然減ということで説明を受けましたが、それに対して、この同じ 24 ページの障害者福祉費、障害児童の通所の給付費ということで 400 万円ほど増額になっておりますが、この背景がわかりますならば説明ください。なかなか難しいと思いますが、その 2 点、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 32 ページのスクールバスの備品購入費の減額についてでございますが、まず小学校費につきましては、今回マイクロバスを 2 台購入しております。1 台は山田小学校区の対応、もう 1 台は波野小のマイクロバスが非常に古いということで、その 2 台でございます。今回、2 台の入札残について 960 万 3,000 円入札残を減額しております。

それから、中学校費の備品購入費でありますスクールバスにつきましては、阿蘇中校区の中型バス 44 名乗りですけれども、こちらのほうを 1 台、こちらの入札残でございます。今回、253 万 3,000 円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、ただ今のご質問にお答えします。

24 ページの、まず下のほうの児童手当ですが、これについては中学生までの児童の方々について手当をするものでございます。3 歳までが月額 1 万 5,000 円、それ以降については月額 1 万円ということで、今対象児童数が 2,769 名ということで、これについての今回の補正については、児童数の減ということでございます。

それから、その前のほうの障害児通所については、これは今の対象者と全く違いまして、療育手帳を持っておられる方、もしくは持っていない方、やはり子どもさんでお困り感の

ある方が非常に多くなっております。今現在が 200 名になります。昨年が 150 名、その前が 100 名ということで、ここ 3 年で倍になりました。施設の数が多くなったこともありましょ
うけど、やはりそういう児童が多いということで今回の補正となりました。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 1 点は、21 ページで、さっき五嶋議員が質問されて、それに対する私の思いですけれども、当然、これは県の人事委員会に対応していただいた着手料が 46 万 2,000 円、成功報酬が 64 万 8,000 円、合計しますと、概ね 110 万円になります。これは、非常にスムーズにいった件で、特に顧問の先生をお願いしておる。これ以外にも顧問料を毎年、毎年支払っておるだろうと私は思います。そういったことで、非常にスムーズに解決した件でも 110 万円もの公費が使われるということですので、私の思いとしては、こういった軽率な不祥事をぜひ再発しないように心掛けていただきたいと思います。

それから 32 ページの小学校、中学校のエアコン関係ですけれども、非常に広範囲で事業も大きいから時間的にもかなりかかるだろうというようなお答えでしたけれども、教育委員会としてはこの入札対象者、指名業者をどの範囲に考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） まず、1 点目のほうの人事委員会の不服申立案件につきまして、議員のおっしゃるとおりでございます。我々全職員、気を引き締めて今後の業務にあたってまいりたいと思いますので、また職員、部課長会議等でも内容周知、また業務に使用すパソコン端末を通じ再三再四にわたって周知をしてきておるところですが、なかなかそこまで至らないということも出てきております。今後、そういった不祥事が起こらないように、全職員を上げて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2 点目のご質問につきましては、入札契約に関する事務でございますので、教育課に代わって財政課のほうでお答えさせていただきます。

エアコンにつきましては、工種が管工事になる予定でございます。業者の参加資格は、工種が管工事です。備品ではございませんので。

○議長（湯浅正司君） 18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 1 点だけお伺いします。

28 ページのいこいの村の件ですが、これ成功報酬ということで上がっております。もちろん、この前からの経緯は聞いておりますが、収入の中に 150 万円も計上してございます。これは 8 月までだったと思いますが、これが入っているのか。

それと、この後の盛り土の件、今後どういう形になるのか。今まだそのままですけど、その辺のことがどういう経緯になっているのか、ご説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、28 ページの弁護士の委託料 43 万 2,000 円に

ついてご説明申し上げます。これについては、成功報酬ということで 21 万 6,000 円の 2 名分ということで 43 万 2,000 円を今回の和解に伴う成功報酬ということで支払うものでございます。

それと、19 ページのほうに事件解決金ということで 150 万円計上させていただいております。これにつきましては、和解成立に伴いまして 150 万円を支払う和解命令が出ておりますので、阿蘇市のほうで債権が確定したという形で 3 月補正で上げさせていただいているということになります。ただし、支払期限については、今年の 8 月 31 日までを支払期限という形で和解をしております。

それと、残っておりますいこいの村の盛り土の件でございます。先日はこちら、阿蘇市の顧問弁護士を通しまして、相手方のほうに申し入れをしております。今のところ、回答としては 3 月中には土砂を撤去しますという形で回答をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） さっきの答弁ですけど、ちょっと何をおっしゃっているかわからんで同僚にお聞きしたところ、業種の区分を答えられたと思うんです。私はそうじゃなくて、非常に大規模な工事でかなり長期間かかるからという説明でしたので、市内の業者で対応できるのか。あるいは、市外の大手に指名をかけないと対応できないのか。その辺をやっぱり産業の関係からお尋ねしたわけです。指名入札でしょうから、そこら辺の区分をどのように考えておられるか、答えていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 現段階で確定したことは申し上げられませんが、阿蘇市内で管工事を持っていられる業者さんが入札の指名願が入っていれば、当然検討していきたいという形で考えております。今現在のところ、指名をどうするかは、まだ確定いたしておりませんが、今後、予算が確定しましたら、そういったところを財政課と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） エアコンのことでと病院のこと、アゼリアのことを質問します。

エアコンのことでは、基金取り崩しなんですけど、基金は財政なので所管ですが、教育課のほうからもとめてこれは補助金だったと思うんですけど、30%の補助でエアコンの話があったと思うんですけど、基金を取り崩して充てるということは補助金があるのかどうか。それについて、お聞きします。

それと、アゼリアなんですけど、アゼリアについてはまた追加がありますが、これは重油単価がいくらと決めてあって、いくら伸びたからこれだけまた追加になったのか。

アゼリアについては 33 ページです。エアコンについては、基金のところは 18 ページです。空調関係、基金が 18 ページで、内容関係が 32 ページになります。

病院事業の質問ですが、病院事業は 25 ページになります。衛生費ですね、病院事業については 2 億 6,000 万円という多額の貸し付けということになっていますが、所管のほうとしてはどういう説明を受けられて貸し付けを決定されたのか。決定は議会でするんですけども、どういう説明を受けて計上されたのか、提案されたのか。その説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） エアコン、空調機の件につきましては、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の予算につきまして、小学校、中学校、合わせますと設計費、管理を含めまして総事業費が 5 億 9,773 万円になります。本来は、通常、工事であれば、この 3 分の 1 が補助という形になるんですが、文部科学省の補助の場合は事業費の 3 分の 1 ではなくて、文部科学省が定める事業の 3 分の 1 が補助対象ということになりますので、このうち今回補助対象経費という部分が約 3 億円ほどになりますので、補助金として入ってきますのが、9,522 万 6,000 円が補助金が入る部分ということでみております。

それから、補助対象経費の部分につきまして、起債ということで 3 億 6,040 万円ほど起債額を充当ということで考えております。不足する部分 1 億 4,000 万円ほどについて、基金から充当をかけるという形の予算立てをしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） アゼリアの今回の委託料の増額ですけれども、総額で一覽表しかちょっと持ってきておりませんので、単価は後でまたご説明させていただきたいと思います。一応内訳的には、電気料が約 300 万円ほどです。ガスは逆にマイナスの 2 万 7,000 円ぐらい下がるんですけれども、残りは重油単価が上がっていると。その分の差額で今回計上しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 繰り出しは財政になりますので、所管になりますのでいいですか。委員会で質問してください。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） エアコンの基金の件については、国のほうで定めるやつと阿蘇市で出すやつが違うのはどこら辺が違うのか、その説明をお願いしたいのと、それが前提として違うなら、市債で上げた起債ですね、起債の分に対して 60%補助が来るというのもこの前提であるんですけれども、そういったのも変わってくるんでしょうか。そのことについて、ちょっとお尋ねします。

それと、アゼリアについては、毎回、毎回 3 月になると何千万円か上がりました、上がりましたって、重油が上がりましたって言うんですけれども、もともとの基本設定単価というのはあるんだったら、それを教えていただきたいし、それからいくら上がったからいくら上がったという計算根拠ですね、今持っていないなら後からでもいいですので出していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件にお答えをします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、通常補助事業の3分の1という形だと事業費の3分の1と思われがちですが、文部科学省のエアコン設置に係る補助につきましては、面積当たりいくらという基準があって、確定をしたような形になりますので、それ以上の事業費については、当然各自治体の持ち出しということになります。ですから、補助対象経費の裏につきましては、当然今回国が示した起債の、交付税の跳ね返る分、かなり有効な財源になりますが、65%ほどになりますけれども、今回、補助裏につきましてはそういった部分を活用したいということで考えておりますが、今回の起債につきましては、財政当局と打ち合わせをしながら、合併特例債を充当しようということで今考えているところでございます。合併特例債につきましては、更に交付税の充当が高いので、そちらを活用した形ということで今回の予算のほうは計上をさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） アゼリア 21 について、回答させていただきたいと思います。委託契約に基づきまして、包括協定書を結んでおります。その中で見込んでいる金額としましては、電気、ガス、重油を含めまして 3,800 万円ほど。それから、決算見込みとしましては 5,200 万円を超えるという金額になってきます。その分の差額を今回電気、ガス、重油分として補填をしていくということでございます。平成 26、27、28 年の平均の維持管理費を積算しまして、その当時の価格からどれだけオーバーしているかということで、当初委託料の中で見込んでいる以上に価格が高騰した分を補填するものでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） エアコンのところで補足をさせていただきます。

ご質問にありました格差ということでございますが、国の示す基準でいいますと大体 1 教室当たりが 160 万円から 170 万円が補助対象事業費ということになりますが、日本全国、今回のエアコン設置につきましては 1 教室当たりかなり幅があります。安いところは 200 万円からできるところもありますし、高いところになると、我々が情報を知り得た部分につきましては 1 教室で 600 万円近くになる自治体もございました。その差は何かといいますと、ガスで設置したりとか、当然安価なエアコン設置ということの差がございました。それと、高額になる部分はエアコンもかなり性能が高い部分、それからエアコンだけではなくて学校によっては電気の容量が不足するというので、電気工事を伴う部分があります。今回の阿蘇市の事業についても、電気の部分について設計の中には折り込んでおりますので、単純に平均で割りますと 315 万円ほどが 1 教室の単価になります。学校によっては電気の工事を必要としないという部分につきましては、当然 1 教室当たりの単価が下がってくるということでございますが、これは阿蘇市だけでは全国的に文部科学省が示す基準とはかなり差があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 文部科学省の基準というか、毎回、毎回いつも聞くと、大体こちらで 100 と思っても 80 になったりとか、結構査定が厳しいのか、絞るのか、わからない

んですけれども、エアコン工事するなら電気とかも附随すると思うんですけれども、それが入れられないということは残念だと思います。ただ、60%の交付税に対して措置があるという国の政策があるんだったら、それに乗かって合併特例債が 70 で有利だからといって特例債使わないほうがいいんじゃないかと思うんですけれども合併特例債はもう残りも大分少なくなっていると思いますので、そこらあたりは、やはり合併特例債を使うというほうが適切かどうか、最後ですけど、一つ見解だけお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 所管です。

他にありませんか。

19 番、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 26 ページですけれども、款 5、農林関係ですけれども、この中で農業次世代、俗に言う青年農業給付金ですね、これが大きく減額、900 数十万円減額されておりますけれども、どのような理由で該当しなかったをお聞きいたします。それと、せっかくですからこの対象者は現在のところ阿蘇市で何名おられるのかをお尋ねします。

それと、もう 1 つは 28 ページの目 12 水田農業経営確立対策事業、これも△181 万円になっておりますけれども、せっかくの交付金が、これはどのようなことでこういうマイナスになったのかをお尋ねします。

それと、3 つ目が先ほどありましたけれども、28 ページの一番下、商工費の中で弁護士の明るいニュースで成功報酬となっておりますけれども、これが先ほど説明を聞きましたけれども、収入の中では 9 月となっております。この成功報酬については、3 月 31 日まで支払うのかをお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、26 ページの農業次世代人材投資事業補助金でございます。932 万 9,000 円が減額でございますが、現在、10 経営体の個人、法人さんでございますけれども、当該年度に前年度所得の影響によりまして給付金が減額されております。それから、他町村に転出された方が 1 件ということで、影響はございませんが 10 経営体でございます。総額で 932 万 9,000 円が減額となっております。現在、全体の受給対象といたしまして 44 経営体、うち 34 が個人でございます。残りの部分が 10 の夫婦で給付を受けられてございます。

それから、28 ページの水田農業経営確立対策事業費でございます。経営所得安定対策推進事業補助金でございます。こちらのほうは国庫補助ということで、地域農業再生協議会のほうに事務経費ということで交付をしておるところでございます。内容的には、農家への説明会、本日から座談会が始まりますが、そういった経費でありますとか、集落代表者会議の経費、それから転作確認ということで、そちらの費用、経費、それから人件費あたりの実績ということで、181 万円が減額、実績でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 28 ページの 13 番委託料、賃料等請求事件弁護士委託料

でございます。これにつきましては、先般の 12 月の議会で皆さんに議決いただいた内容で和解が成立いたしましたので、和解が成立したということで今回成功報酬で 43 万 2,000 円を計上させていただいているという状況でございます。3 月議会補正で組ませていただいておりますので、3 月 31 にまでには支払いをしたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 19 番、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 3 月いっぱいには支払いたいということですが、このような状態で支払っていいですかね。お金のほうが 9 月 1 日までですね。それと、撤去は 3 月 31 日までですよ。あと 20 日ぐらいしかないわけですね。その中で、もう成功報酬を払うのはいかなるものかと思っております。文教厚生常任委員会あたりで真剣に論議していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 一応弁護士の委託料になります。和解が成立したということで、一度事件が終結したという形で弁護士費用についてはお支払いをしたいと考えております。ただ、内容につきまして、土砂撤去の部分については 3 月 31 日まで、違約金 150 万円については 8 月 31 日までという形になっております。この分についても、今、顧問弁護士とはお話をしておりますが、履行しない場合等については、弁護士を通じて相手の弁護士に話をしていくという形については連絡を取っておりますので、その部分については顧問弁護という形で支援があるのかと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 19 番、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） いこいの村については、今、まちづくり課長から説明がありましたが、私たちとすれば、議員としても、住民感情といたしましても、8 月いっぱいとか、本年の 3 月末実とか期限があります。それを一応見てから、やっぱりここは繰り越しをして、その後に支払うのは当然のことじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今の件でございますが、和解ということでございますが、内容としては判決でございます。この分につきましても、他の事案についてもそうでございますが、この 3 月末に撤去、8 月いっぱい支払うということは裁判所の和解の中で出たものでございまして、その分についての、これは判決と同様ということで判決と考えていただければ、弁護士のほうの対応は原則としてこの判決が出るまで。当然、今見てもらっておりますが、通常の流れはそういう形になります。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

4 番、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 4 番議員の甲斐でございます。

先ほど市原議員の方から質問がありました 13 ページでございますが、防災ハザードマップ作成について質問させていただきます。

先ほど航空写真を用いて作成するという旨をお聞きいたしました。聞くところによりますと外輪山の山腹に亀裂が生じているとお聞きしますが、この防災マップはそういったものも見えるのか、把握できるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

航空写真の精度につきましては、その亀裂の小さな部分までそれがきちんと撮れるかというところ、そこまでは至らないのではないかと考えております。あくまでも今の状況、平成 27 年当時のものが今市のほうは持っておるんですが、新しく建物がこういったところに建っていった、また危ないところに建ったりがあるんじゃないかとか、またレッドゾーンとかイエローゾーンとかございます。そういったところになったところに宅地が熊本地震の災害を受けまして移転されたりとか、撤去されたりとかいうところがございます。そういったところを見た上で、ご自分のご家庭もそういったレッドゾーンだったり、イエローゾーンだったりの部分も昨年、一昨年と熊本県のほうで見直しがされておりますので、自分の家のほうが新たにそのレッドゾーンにかかった、またその砂防のダム等の整備が終わりまして、レッドゾーンから外れたという部分もございます。そういったものを見やすいようにという形で考えておるところでございます。特に亀裂の部分についてのお話でしたが、その部分につきましては昨年ずっと北外輪山の一带に土壌の伸縮を測る伸縮計というものを付けて地震の発生後から、平成 28 年、29 年、30 年と 3 年間様子を見てきたところなんです、大きな変化はないということで、そういった部分も取り外されているという現状でございます。要は他の地域で起こっている深層崩壊と言われるような形で下流の住宅地に被害を及ぼすような恐れはないと見込まれるということがお話として伺っております。表層という部分についてはあるかもしれない。ただ深層崩壊で住宅地まで及ぶような形では認められない、その地震による亀裂で 3 年間見てきたけどそういったところまでは及ばないんじゃないかという形で報告されておりますので、お伝えしておきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 4 番、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。山腹の亀裂につきましては、また最後の一般質問で質問させていただこうと考えております。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

3 番、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉でございます。

21 ページ、光ネットワーク事業費、ここに該当するかどうかはわかりませんが、今の時期、引っ越しが多い時期になりますとお知らせ端末によりまして引っ越しされる方は市に連絡をしてお知らせ端末の撤去をお願いしてくださいという放送をされておりますが、大体 100 名ぐらいの転出者が毎月あるかと思います。これに対して、住民票提出届に来られた方に対して、住民課の窓口ではお知らせ端末の撤去案内等、そういうことをされているのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今、ご質問にございましたお知らせ端末ですけれども、確かに3月になりますといろんな人事異動に伴いまして転入、転出が最盛期を迎えるというところございまして、議員がおっしゃいますように、ご案内のほうを、転入・転出の際には阿蘇市の方にはこの防災無線の個別受信機というものもございまして。それから、お知らせ端末というものも対応してございます。こういったものにつきましては、次の方がもう既に決まっていらっしゃるという形であれば、またそこについては届出をしていただいたりとかいう形もございまして、市民課、それから各支所の窓口につきましては、そういったものを一連で、各種手続きがございまして。例えば税の滞納がないとか、そういったもの、一連のものをこの窓口にお宅様は行ってくださいということのご案内をするようになっておりますので、その一環としてお知らせ端末も転出される場合はこの手続きとして、今、情報管理室の窓口のほうでお願いしますという流れを取っておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 端末機器の価格、これはどのくらいするのかを教えてくださいと思います。年寄りの人に大事にしるよということを言わないもんですから、よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） これにつきましては、導入時の価格ですけれども、おおよそ8万円ほどがかっております。また、これを更新というような形になりますと、いわゆる端末だけで今は大体5万円、それからその中に入っておるシステム等が大体3万円とかいう状況であったかと思います。こういったものも、議員おっしゃいますように、大事に使っていただければというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） これが不明になりますと、今おっしゃいましたような出費になりますので、周知徹底のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと5分程度ございますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 9 議案第 9 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 9 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議題としていただきました議案第 9 号、阿蘇山観光事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊 2 の 1 ページをお願いします。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 980 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 7,917 万 5,000 円と定めております。

詳しくは 4 ページをお願いします。歳入になります。款の使用料及び手数料、目の観光施設使用料、節の道路使用料です。火口へ上る有料道路になります。こちらですが 980 万円減額しております。本年度は、平成 30 年の 4 月と 31 年の 2 月に 46 日間の自主規制、それと夏の最盛期に北風が吹きまして、そういったことが見学できない日が多くなりました。そういったことで道路使用料を減額するものです。右側の説明の欄に車種ごとの補正をしております。団体ですね、マイクロ等の団体が 2、3 割しか入っておりません。反面、マイカーについてはプラスの補正をしております。

次に、5 ページをお願いします。歳出です。款の観光施設費、目の公園道路管理費、こちらの節、積立金ですが、財政調整基金といって、黒字の場合、積み立てをする基金を設けておりますが、これを 300 万円落として、次のその下の繰出金、阿蘇火山防災会議協議会への繰出金になりますけれども、主に火口監視等を行っている部分です。そちらは 590 万円減額しております。

その下の観光振興費ですが、節の補助金、東阿蘇観光の開発補助金、こちらも不用額を落としております。ちょっと前になりますが、繰出金 590 万円の防災協への中身につきましては、火山灰撤去費とか、修繕費とか、こちらも不用額を落としているものです。規制が多い 1 年でありましたけれども、どうにか道路の収入内で収まっております。

以上です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 自主規制があった中で、概ね収入がある程度上がってきているのは喜ばしいことかなと思いますが、4 ページの明細の中で、マイクロとか大型の見込みが外れて、普通乗用車が増えているという、その観光の状況が変化したのか、どういう見解でおられるか。そのところをちょっとお尋ねします。

それと、東阿蘇観光開発会社なんですけれども、現状どうなっていて、今状況はどうなっているか。今後、どうするか。その方向性についてお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 当初、団体のほうは過去平成 26 年までの平均で出した部分

がございます。ただ、団体が少なかった要因といたしましては、もちろん国道57号、大型バスがなかなか通りにくいという部分がございます。それで、ロープウェイさんの代替バスがそういう見込みの部分で、見ていただくと2割ぐらいしかないということで、それもありますし、まずは山上関係の施設が今から復旧するところもあるんですね。まだ受入体制として復旧の道半ばという部分も大きいと思います。

それと、東阿蘇観光のことなんですが、今現状といたしましては、ちょっと先ほどの明許繰越の中で、ワイヤーの撤去の部分もあったんですが、どうにかこういうふうに工事もできるようにしましたので、3月末までにワイヤー撤去を進める方向で今一生懸命頑張っているところでございます。今後の会社をどうするかということについては、取締役会、株主の総会を通しまして、丁寧に進めていきたいと思っております。また詳細が決まりましたら、議会への報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第10 議案第10号 平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第10、議案第10号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました議案第10号、平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

資料のほうは、別冊3の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条にございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344万6,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ7億2,135万5,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。地方債補正でございまして、補助事業の減、事業精査及び入札差額などに伴いまして、限度額を1億5,480万円といたしております。

次の5ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございまして、項1下水道事業費の1億3,373万6,000円の繰り越しにつきましては、黒川地区の污水管渠整備工事と浄化センターの改築更新でございまして、污水管渠整備につきましては、地下埋設物や交通規制等の時期等の変更など、協議調整によりまして、また浄化センターの改築更新におきましては、防食工法の再検討により不測の期間を要しまして、年度内完成が困難となり繰り越すものでございます。なお、完成予定は、いずれも6月を見込んでおります。

7ページをお願いいたします。歳入でございまして、款1国庫支出金、目1下水道事業費国庫補助金につきましては、社会資本総合整備事業の減に伴いまして1,505万4,000円を減額しております。

次に、目2災害復旧費国庫補助金につきましては、平成28年災害の災害復旧費の精算金

といたしまして 4,200 万円を計上しております。

下の款 8 市債、目 1 下水道事業債につきましては、社会資本総合整備事業の減に伴い 1,350 万円を減額しております。

次の 8 ページをお願いいたします。歳出でございます。下の表の款 2 事業費、1 の下水道事業費、その節 13 の委託料につきましては、入札差額等により 891 万円を減額するものでございます。

次の節 15 工事請負費につきましては、舗装本復旧、それと民間開発等に伴う環境整備におきまして、他事業や関係予定者との協議調整により実施時期を翌年度以降にするなどの変更によりまして 1,619 万 8,000 円を減額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。款 4 予備費、目 1 予備費につきましては、下水道事業の精査に伴う減額と、それと平成 28 年の災害復旧費の国庫負担金の精算金を調整しまして 3,855 万 4,000 円の増額といたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 11 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 11 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 11 号、平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 112 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 38 億 6,997 万円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款 6 県支出金、目 1 保険給付費等交付金につきまして、179 万 7,000 円増額計上としております。こちらにつきましては、特別調整交付金の交付決定額に合わせて調整するものでございます。

続きまして、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金、こちらにつきましては、節 4 出産育児一時金等繰入金につきまして 140 万円の増額ということで、出産育児一時金につきましては 42 万円を支給することとなっております、そのうち 3 分の 2 につきましては阿蘇市が負担するということから、5 名分を追加して繰り入れるものでございます。

節 5 財政安定化支援事業繰入金につきましては、206 万 9,000 円の減額としております。こちらにつきましては、事業費が確定したことから調整するものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出です。款 2 保険給付費、目 1 出産育児一時金といたしまして 210 万円増額としております。こちら 1 人当たり 42 万円の 5 名分ということで計上しているものでございます。

款 9 諸支出金、目 1 直診施設勘定繰出金につきまして 179 万 7,000 円増額としておりますが、こちらにつきましては国保直営診療施設保険事業といたしまして、阿蘇医療センターへ繰り出すものでございます。事業費確定により調整するものでございます。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 12 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 12 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 12 号、平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 515 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 9,113 万 4,000 円と定めております。

5 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款 4 国庫支出金、目 4 保険者機能強化推進交付金といたしまして 577 万 8,000 円を計上しております。こちらにつきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みにつきまして支援するために新たな交付金として設けられております。その交付金を受けるものでございます。これにつきましては、次のページの歳出におきまして、3 段目の歳出、款 5 地域支援事業費、目 1 介護予防生活支援サービス事業費及びその下の目 1 一般介護予防事業費、こちらのほうに充当しております。その他、財源調整を行っております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 13 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 13 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業

特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 13 号、平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 159 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 2,861 万円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 1 後期高齢者医療保険料といたしまして、目 1 特別徴収保険料につきましては 2,947 万 4,000 円を減額し、目 2 普通徴収保険料といたしまして 2,788 万円を増額しております。合計の 159 万 4,000 円の減額となります。こちらにつきましては、決算を見込みまして過不足額を調整するものでございます。なお、この保険料につきましては、熊本県の広域連合に全額納付することになりますので、次のページをお願いいたします。歳出です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 159 万 4,000 円の減額としております。歳入計上分の保険料と同額を減額計上しております。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 14 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 14 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました議案第 14 号、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊 7 をご覧ください。開けて 1 ページですが、今回第 3 号補正になります。

第 2 条です。予算第 3 条で定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用のうち医業費用の既決の予定額 25 億 3,347 万 9,000 円から 187 万 8,000 円減額し、25 億 3,160 万 1,000 円としております。

次に、予備費につきまして、既決の予定額 496 万 9,000 円に 187 万 8,000 円を増額し、684 万 7,000 円としております。なお、既決の予定額を組み替えましたので、収益的収入及び支出予算総額の変更はございません。

次に、第 3 条といたしまして、営業運転資金に充てるため一般会計から 2 億 6,000 万円を借り入れるということにさせていただきました。これにつきましては、年度末の資金不足解

消を図るためということで一般会計のほうにお願いをさせていただいたところです。若干説明をさせていただきます。年度末につきまして、資金不足といいまして、流動負債から流動資産を引いた額というのを経理上、出さなくてはなりません。この場合、平成 30 年度におきまして流動負債につきまして増加、流動資産については減少ということが生じました。それで試算したところ約 2 億 6,000 万円近くの不足額が生じる恐れがあるということで、一般会計のほうに補正をお願いしたところでございます。その要因は、今申し上げましたとおりなんです。もう少し詳しく言いますと、まず流動負債につきましては、賞与引当金、法定福利引当金、修繕引当金が合計で約 1 億円、それと平成 31 年度から建物分の償還が始まりますが、その償還元金が約 5,000 万円。それと、これまでの運転資金の借入金を一部市中銀行のほうに求めておりますが、そういった返済額が増加要因として増えております。流動資産の減少につきましては、上半期、常勤の先生の 9 名のうち 4 名が異動で代わられたというのが主な要因と思いますが、入院収益が減少している関係と、熊本市民病院のほうから看護師の方に来ていただいております。その人件費がそれなりに上がったものですから、流動負債は増えて、流動資産は減ってということで、その差額としての 2 億 6,000 万円というのが出たこととなります。なお、平成 29 年度、昨年度決算におきまして約 3,600 万円資金不足が出ました。これにつきましては、議員各位におきましても、市民の皆様方にもいろいろご不安を与えたところなんです。一般会計のほう、市のほうと協議する中で、資金不足が出ること自体、やはり不用なご心配を与えるということで、資金不足の解消もしたということで額の決定に至ったところでございます。

次に、先ほどの収益的支出につきましての詳細は 5 ページからで説明させていただきたいと思えます。

まず、医業費用の給与費ですが 14 億 3,418 万 6,000 円から 3,075 万 4,000 円を減額しております。主に人事院勧告に基づく給与費の調整といたしまして、給料と期末勤勉手当の調整をさせていただきました。その他の手当につきましては、いわゆる過不足額の調整をさせていただいておりますが、大きなものについては、看護師の給料を 1,700 万円減額しておりますが、これにつきましては中途退職者が 2 名出ました。更に、育休者の方が 15 名程度いらっしゃるわけなんです。そういう方たちの分、復帰予定をしておったんですが、諸事情で復帰ができなかった分ということでこの額になっております。

次に、事務員給料を 500 万円減額しておりますが、これも医療秘書が 1 名中途退職になったものですから、その方の退職分を含めて減額をさせていただきました。

次に、材料費なんです。3 億 324 万 8,000 円に 1,400 万円増額をさせていただきましたが、これにつきましては薬品費として、がん化学療法に係る注射代ということで増額をしております。患者さんの増による注射代の増になります。

次の経費が 4 億 7,000 万 8,000 円に 1,487 万 6,000 円の増額をさせていただきましたが、ご覧のとおり諸経費におきまして不足額が生じたということで計上させていただいております。大きなものとしては、賃借料の在宅酸素使用料を 1,040 万円増額しておりますが、これは患者様の増による必要経費の増ということで計上したところでございます。

予備費につきましては、調整として既定の予算額に 187 万 8,000 円を増額させていただきました。

ということで、補正につきましては組み替えということで増減はございませんが、ご覧のとおり予算の組み替えをさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 今、事務局長が説明されたことは、半分ぐらいしかわからないんですけれども、12 月の時点で大体予想が付いた問題が多いんじゃないかと思うんですが、12 月補正のときには繰入金で 2 億 8,000 万円ぐらいですかね、それから 3 億 3,000 万円まで 5,000 万円増やしましたよね。5,000 万円増やして、お金が足りなくてまた 2 億 6,000 万円貸してくださいということについては、ちょっと説明が不足し過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、この程度の説明で 2 億 6,000 万円借りれると思うんですか。お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 12 月補正では、正確に 4,700 万円ほど法定内繰入金の増額を認めていただきました。病院会計にとって、非常にありがたく思っております。なお、資金不足の話につきましては、例年 3 月議会のほうでお話をさせていただいております。これは、平成 26 年度、全適になりましてから毎年 3 月議会の中で資金不足が生じるにあたって、それぞれの年の執行部のお考えと議会でのご承認ということで一般会計からの法定外繰出金での充当、あるいは今回と同じような貸付金の充当ということで、それぞれ処理をさせていただきました。12 月の時点で出せと言われれば出せないことはなかったかもしれませんが、基本的に言うとは流動的な数字になるものですから、より現実的な数字というのを病院側としては計上したいと思っております。先ほど申し上げましたように、なかなか非常にわかりづらいといえますが、ご理解がしづらいところなんです。平成 26 年度、所管の総務省が、きっかけは夕張市のことだと思うんですが、公営企業も健全指標ということでそれぞれ出すべきだということで、その中で資金不足費率を出せということになりました。その中で、とても困ったのが、一番は退職引き当てもしてなかったのに、退職引当金を 2 億 6,000 万円ほど計上しなければならなかったというのも病院会計にとっても非常に痛手だったんですが、それから毎年、その年度に現金の支出は生じないものの、翌年度に支払うべきものはきちんと病院で蓄えておくべきだということで、先ほど言いました賞与引当、法定福利引当、修繕引当、更に建物分の償還元金の引当というのを計上しなければならなくなりました。そうなりますと、当然、それだけでなくも経営的には厳しい中で、とてもじゃないけどそういった資金を病院の中で確保はできません。ということで、今の時期に毎年市のほうにお願いして、法定外の繰出金としていただければそれが幸いなんです。今回の場合は、すべて貸付金ということで病院としては次年度から 15 年償還でお返しをさせていた

だくということで予算を組ませていただいたこととございます。

○議長（湯浅正司君） 8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 単純計算にあって、減価償却費が 3 億円ありますよね。一般会計から 3 億 3,000 万円繰り入れていますよね。そして 2 億 6,000 万円足らんということになったら、8 億 6,000 万円ぐらいですか、が現金資金繰りとして足りないのかなと思うし、それで経営が成り立っていくのかと思うんですが、やはりお金を借りようと思うなら、もうちょっと全協あたりで資料を出して、もっと説明する必要があるんじゃないかと思います。私としては、この場ではちょっと説明不足だと思うんですけども、特に 12 月の時点で算定基準にするか、交付税の繰出基準にするかという話があったときに、算定基準にして 5,000 万円余分に一般財源から出すような結論を私たちは出して、それで病院が成り立つだろうと思っていたら、また今回 2 億 6,000 万円数字が出ていますので、非常に驚いているんですよね。そういう意味ではもっと説明を全協でもいいからしないといけないと思うんですけども、12 月の時点ではこれを見てくださいと言われましたよね。阿蘇医療センター改革プラン。でもこれは、昨日もずっと読んで計算してみたんですけども、平成 28 年度時点が見込みなんですよ。平成 29 年度決算終わって、平成 30 年度の話の補正なんですけれども、もう平成 27 年までしか正確な数字が出てなくて、それで見込みが、平成 29 年度だったら 20 億円の収益に対して 17 億円しかなかったりとか、平成 30 年度は決算が出ていませんけれども、その見込みがどうなっているかわからないということなんで、やはり、例えば借入一覧表とか、収益見込みとか、毎月の収益がどうだったかとか、そして償還の見込みですね、そういったものを出さないと、こちらとしては貸していいかどうかの判断もしづらいんですけども、説明不足ということに対してどう思われますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 議員おっしゃられるとおり、私の説明不足があったということであれば深く反省して、これからきちんとご説明を申し上げなければならぬと思います。ただ、しかしながら、決算のときにもお話をさせていただいておりますが、いわゆる今回は市のほうから資金繰りとして貸与ということで借入させていただくということです。当然ですけど、年の途中においては、市中銀行にいわゆる回転資金、運転資金を求めて運営をやっております。当然、今回ののはお返しするお金ですから、そこはちょっとご理解していただけないかなと思います。今までもですけど、市からお借りはしております。借入をしております。それについては、滞りなくもちろん返しておりますし、病院事業債の起債も従来の会計上の中できちんと返済をさせていただいております。それは実績だと見ていただけると助かります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 返すお金です、貸すほうは返してくれるかどうかを判断するのが貸すほうなんですよ。借りる方は返すお金ですと言われても、それは当てになるのかどうかはわからないじゃないですか。それで、今回のお金は短期借入ですかね。長期借入ですかね。

それによって返済計画は違うし、それについて返済できるかどうかの能力を見るのここ数箇月の収入とか、返済一覧表とか、そういうのをつくって、貸してもらう側に説明するのが普通だと思いますし、それを見ないことにはこちらは貸していいかどうかは判断できないと思うんですけれども。私は、そこら辺、ちょっと考えが違うなと思うんですが。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 何回もなんですが、まず年度途中で資金の借入先は市中銀行からも借りておりますし、今回はその借入先が市から借り入れをさせていただくということですね。なおかつ、この市の借入金は長期でございます。据え置きなしの15年償還ということで、もちろん借り入れを認めていただければ、既存の償還計画に追加で計上させていただきたいと思います。なおかつ、市長査定がございましたが、その際には関係書類につきましては提示してご説明をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

19番、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 病院会計で、なかなか私たちも能力不足で理解しておりませんけれども、まずは平成30年度の補正予算書はありますけれども、平成30年度病院会計予算書は、今手元に持っておりません。それで、平成31年度の会計予算書をちょっと比較してみておりますけれども、先ほど2億6,000万円の借り入れについては、流動負債とかでいろいろ説明がありましたけれども、要は固定負債とか、流動負債の他会計借入金とありますけれども、ここあたりが平成30年度でわかれば、平成31年度と比較して説明をしていただきたいと思います。

それともう一つは、累積欠損金は平成30年度も18億数千万円ですね。平成31年度もやっぱり数字は減らないでやっぱり18億数千万円ですかね、これを確認いたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今回の借り入れにつきましては、まだご承認をいただいておりますので、今回のご承認をいただければ平成30年度の決算書の貸借対照表中の中に流動負債として計上させていただきますので、そこでご確認いただければと思います。

それと、決算のときに懸念として議員各位からもご質問受けておりますが、病院事業、累積欠損を抱えている、どうするんだということなんですが、累積欠損の解消につきましては、当たり前の話ですが単年度黒字が出れば、当然その分の累積欠損は減っていくと思います。当然、それを目指してやらなければならないと思っております。今のところ、そういうことでございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15 議案第27号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 16 議案第 28 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 17 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 18 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 19 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 20 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 21 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程 15、議案第 27 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第 21、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 7 件を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 27 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第 21、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 7 件を一括議題することに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 今、一括議題としていただきました議案第 27 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてをお願いいたします。

62 ページでございます。まず提案理由といたしまして、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容に入ります。真ん中ほどの所在地でございます。熊本市阿蘇市一の宮町中通字北山 2796-1 の一部、これは中荻野草牧野でございます。地目、市有原野、地積 1 万 1,500 m²、申請者については、記載のとおりでございます。目的につきましては、そ菜園芸、大根の栽培でございます。期間につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から 32 年の 3 月 31 日まででございます。使用料といたしまして 26 万 4,500 円でございます。

次に、64 ページをお願いいたします。議案第 28 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてでございます。提案理由といたしまして、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、所在地でございますが、熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山 2796-1 の一部。こちらでも中荻野草牧野でございます。地目につきましては、市有原野でございます。地積、2 万 m²、申請者住所・氏名については、記載のとおりでございます。目的につきましては、そ菜園芸でございます。期間につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年の 3 月 31 日までで、使用料としては 46 万円でございます。

続きまして、66 ページでございます。議案第 29 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について。提案理由といたしまして、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更

したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在地でございます。熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山2796-1の一部。こちらにつきましても、中荻野草牧野でございます。地目が市有原野、地積が2万7,000㎡。申請者の住所・氏名は、記載のとおりでございます。目的といたしまして、そ菜園芸、期間につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。使用料といたしまして、62万1,000円でございます。

続きまして、68ページでございます。議案第30号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について。提案理由といたしまして、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、所在地でございますが、熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山2796-1の一部。こちらでも、中荻野草牧野でございます。地目が市有原野でございます。地積が2,000㎡。申請者の住所・氏名は、記載のとおりでございます。目的といたしまして、花卉園芸でございます。期間が平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。使用料は4万円でございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。議案第31号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてでございます。提案理由は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、所在地といたしまして、熊本県阿蘇市一の宮町三野白木山2,351の一部。地目、市有原野、地積が1,089㎡。申請者の所在地、名称、代表者は、記載のとおりでございます。5の目的でございますが、物品販売。6、期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。使用料として86万4,000万円。これはサンガノ牧野のほうになります。

続きまして、72ページでございますが、議案第32号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について。提案理由といたしまして、旧慣による公有財産の使用権の一部変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、1、所在地でございますが、熊本県阿蘇市一の宮町宮地字湧崎5731-3の一部。地目、市有原野、地積100㎡、申請者、所在地・名称・代表者は、記載のとおりでございます。5の目的でございますが、火山観測施設の設置でございます。期間につきましては平成31年4月1日から平成41年3月31日まで、使用料が54万円でございます。こちらは、二塚牧野のほうになっております。

それと、74ページをお願いいたします。議案第33号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について。提案理由といたしまして、旧慣による公有財産の使用権の一部変更したいので、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、所在地でございますが、熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山2796-1の一部及び熊本

県阿蘇市一の宮町萩の草字蛇崩原 639 の一部でございます。こちらも上萩の草牧野になっております。地目が市有原野でございます。地積といたしまして 8 万 2,200 m²、申請者、住所・氏名は記載のとおりでございます。目的がそ菜園芸でございます。期間でございますが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 20 日まででございます。使用料 127 万円でございます。

これにつきましては、補足説明をさせていただきます。旧慣使用の変更でございますが、旧慣使用权といたしまして、採草放牧が目的となっております。これを変更する部分について、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 34 号 土地改良事業の施行について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 34 号「土地改良事業の施行について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 34 号でございます。76 ページをお願いいたします。土地改良事業の施行について。提案理由といたしまして、本件は土地改良法第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づく土地改良事業を開始したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

中段になります。事業名でございますが、基幹水利施設管理事業、これは国営事業の分でございます。施行場所、阿蘇郡産山村大字山鹿地内。事業内容、国営大野川上流土地改良事業により造成された基幹水利施設の維持管理。事業開始年度、平成 32 年度。概算事業費、年額 137 万円。施行方法、委託。7、計画概要図は別紙のとおりということで、77、78 ページをお願いいたします。これにつきましては、全員協議会のほうで説明させていただいたとおりでございますので、地域、場所については、阿蘇市波野のほうになっております。地目が畑で、面積が 92ha ということでございまして、それと平成 32 年の 4 月に着工予定となっております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 1 点だけ。これ土地改良区を波野につくということだろうと思うんですけども、土地改良区をつくるにあたって市の許可がいるということで上げてある議

案書ですか。それとも、予算が、お金がかかるということで上げてある議案書ですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

土地改良区については、現在、産山村、熊本県側のほうで、1 市、1 村のほうで土地改良区、仮称でございますが阿蘇東部土地改良区ということで現在設立に向けて進めておるところでございます。今回の議案につきましては、全協のほうで若干説明いたしました、平成 32 年 4 月からの供用開始にあたりまして、平成 31 年度中に国のほうから基幹施設の頭首工、導水路、ダム、それからその他施設ということで、ダムからファームポンドまででございますが、そちらのほうの今回、基幹施設とその他施設を国のほうから 2 市 1 村のほうに管理委託される際に土地改良法に基づきます議会の議決が必要であります。それから、今回の議決をいただいた後に、国営受益者、3 条資格者でございますが、いわゆる耕作者でございます。その方々の同意徴収に入っております。これは、秋口まででございます。同意徴収ということで 3 分の 2 以上取得いたしまして、その計画を県のほうで公告縦覧を行いまして、それから翌年、平成 32 年の 1 月に計画が確定するという形になります。そういった中で平成 31 年度内に法手続を完了して、平成 32 年からの供用開始に向けて、国からの委託を受けて 2 市 1 村で管理していく上での、その中のまず法手続の第一歩といったところで、今回、議案のほうを提出させていただいております。

○議長（湯浅正司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を散会をいたします。お疲れでした。

午後 1 時 52 分 散会